

新現役ネット技術総合支援グループ細則

(目的)

第1条 新現役ネット技術総合支援グループ規約に定める事項のうち、以下の各条項については本細則に定めるとおりとする。

(委員会の種別)

第2条 本グループに、以下の委員会を置く。

- (1) 総務委員会
- (2) 財務委員会
- (3) 企画委員会
- (4) 渉外委員会
- (5) 広報委員会
- (6) 専門委員会

(委員会の役割)

第3条 総務委員会、財務委員会、企画委員会、渉外委員会、広報委員会は代表の付託を受けて、それぞれの役割を所掌する。

2. 委員会の役割は別途定める（GSSG担当役割及び担当委員）ところによる。
3. 専門委員会は技術分野ごとに構成し、会員相互の研鑽を行う。

(委員及び委員長を選任)

第4条 各委員会の委員及び委員長は原則として代表が任命する。

(プロジェクトチーム)

第5条 本グループに事業ごとに正会員によるプロジェクトチームを設置することができる。

2. プロジェクトチームのリーダーは原則として代表が任命する。

(顧問)

第6条 本グループは顧問をおくことができる。

2. 顧問はNPO 法人新現役ネットに係わる有識者に運営委員会の同意を得て委嘱する。
3. 顧問は本グループの発展と社会的信用度の向上を図る目的で委嘱し、代表に意見を述べ、又は本グループに対し、必要と認める事項について助言する。

(細則の変更)

第7条 本細則の変更には運営委員会の議決を要する。

付則

1. 年会費は1万円とする。

2. 慶弔規程

- (1) GSSG 会員およびOB 会員の慶弔は基本的には行わない。
- (2) ただし、現職の代表が逝去した場合に限り、運営委員会に諮りこれを行なう事ができる。
- (3) 上記の慶弔金は3万円を限度とし、その都度運営委員会で決める。

3. 経費等支払い規程

各種経費等支払い基準は別途定める（旅費交通費内規・寄付金に関する申し合わせ・フォーラム等講師謝礼金に関する内規）ところによる。

4. 本細則施行日は以下の通りとする。

平成14年4月23日 制定

平成15年3月17日 改定

平成23年1月25日 改定

平成23年9月20日 改定